

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、その
日、休息、
の翌日)

目次

- ◆ 告 示 自衛官の募集
国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの
土地改良区の役員の就退任
土地改良事業の工事の完了
国有財産の用途廃止(三件)
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
急傾斜地崩壊危険区域の指定
- ◆ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◆ 県議会告示 鳥取県議会議事事務局処務規程の一部改正
- ◆ 雑 報 一時保護を加えた児童の所持していたもの

告 示

鳥取県告示第二百四十五号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百

十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和五十年度第一次自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和五十年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 募集期間

昭和五十年四月一日から昭和五十年六月三十日まで

二 試験期日

次に掲げる日以外の日とする。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日

三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町一八の三 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市巖城四三二の一 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市立町四丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

四 その他

(一) 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)

第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

(二) 試験科目

- ア 筆記試験(国語(作文を含む)、社会及び数学)
- イ 身体検査
- ウ 適性検査及び口述試験

鳥取県告示第二百四十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する改令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥取県第三〇三号	清水 寿子	昭和五十年二月二十八日

鳥取県告示第二百四十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し又は、就任した旨の届出があつたので同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

稲光井手土地改良区

退任した役員の名及び住所

監事 田中 千代吉 西伯郡大山町妻木五一三番地

“ 本田 改雄 “ 唐王七二八”

任期满了により退任

稲光井手土地改良区

就任した役員の名及び住所

監事 本田 改雄 西伯郡大山町唐王七六番地

“ 深田 貞芳 “ 妻木四七一”

昭和四十七年四月十三日開催の通常総代会において総選挙の結果当選し、昭和四十七年四月二十日就任

飯盛山土地改良区

就任した役員の名及び住所

監事 西尾 明敏 八頭郡佐治村大字加瀬木一、三四〇番地

昭和四十九年十一月八日開催の臨時総会において補欠選挙の結果当選し、昭和四十九年十一月十八日就任

國府土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 中山 音松 岩美郡國府町大字広西三七一番地

“ 福田 俊雄 “ 法花寺四五六併地

昭和四十九年十二月二十七日開催の臨時総代会において役員選挙の結果
当選し、昭和五十年一月六日就任 任期昭和五十二年五月二十二日まで

溝口町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 田中 操 日野県溝口町大字大坂六五四番地

“ 本庄 国光 “ 添谷一〇五七”

“ 石津 義章 “ 大滝二九三”

“ 米田 富嘉 “ 富江七一〇”

“ 長谷川 清久 “ 上野七六一番地

“ 内藤 陽文 “ 福兼五七二”

“ 森 利雄 “ 二〇”

“ 入江 甚一 “ 金尾谷一〇一九”

“ 遠藤 和夫 “ 富江七八”

“ 神庭 均 “ 添谷四三三”

昭和四十九年十二月二十三日開催の第一回通常総会で役員選挙が行われ
たので土地改良法第十八条十三項の規定により、昭和四十九年十二月二十
三日退任

溝口町土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 濱田 哲郎 日野郡溝口町溝口六〇四番地

“ 田中 操 “ 大坂六五四”

“ 本庄 国光 “ 添谷一〇五七”

“ 石津 義章 “ 大滝二九三”

“ 米田 富嘉 “ 富江七一〇”

“ 長谷川 清久 “ 上野七六一”

“ 内藤 陽文 “ 福兼五七二”

“ 森 利雄 “ 二〇”

“ 入江 甚一 “ 金尾谷一〇一九”

“ 遠藤 和夫 “ 富江七八”

“ 神庭 均 “ 添谷四三三”

昭和四十九年十二月二十三日開催の第一回通常総代会において総選挙の結
果当選し昭和四十九年十二月二十五日就任 任期四年

邑美土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 武田 豊 鳥取市久末二二二番地

昭和五十年一月五日死亡により退任

佐陀川右岸土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 山本 博 西伯郡淀江町大字小波六二八番地

“ 松本 高資 “ 一二三九”

“ 林原 克己 “ 一〇一四”

“ 渡辺 忠利 “ 九八九”

“ 村沢 繁 “ 中間六九四”

“ 村上 幸雄 “ 三六七”

赤木 齊	平岡二八〃
松原 邦博	福頼二七三〃
山下 一	米子市尾高二四三〃〃
伊達 礼	一二四八〃
伊達 重改	一一六八〃
高橋 力	一一五八〃
田中 増藏	一四三六〃
森安 清逸	一二九〇―一四〃
青木 久	一七一九〃
山根 克典	一三五三〃
東 善次	一六四二〃
林 久雄	泉二九〇〃
小関 良則	下新印六七〃
相賀 功	三一八〃
田中 武美	日下五六七〃
仲石 宇一	五五一〃
松本 善治	一四四一―〃
田中 貢	二九六〃
森山 繁義	福万七二二―一〃
田守 資治	二一四〃
船岡 嘉市	四九三―二〃
林原 準一郎	西伯郡淀江町大字小波一〇二二〃
伊沢 性一	米子市尾高一六二〃
船寄 辰雄	福万二六六〃

任期満了により退任	
佐陀川右岸土地改良区	
就任した役員の名及び住所	
理事 山本 博	西伯郡淀江町大字小波六二八番地
松本 高資	一二三九〃
林原 克己	一〇一四〃
渡辺 忠利	九八九〃
村上 幸雄	中間六九四〃
赤木 齊	平岡二八〃
松原 邦博	福頼二七三〃
山下 一	米子市尾高二四三〃〃
伊達 礼	一、二四八〃
伊達 光正	一、一六八〃
竹田 嵩	一、三六六〃
中本 武志	一、四二七〃
青木 実	一、七四八〃
青木 久	一、七一九〃
山根 克典	一、三三三〃
東 善次	一、六四二〃
林 久雄	泉二九〇〃
小関 良則	下新印六七〃
相賀 功	三一八〃

田中武美 日下五六七〇〇
 仲石宇一 五五一〇〇
 松本善治 一四四一〇〇
 田中 貢 二九六〇〇
 森山繁義 福万七二二一〇〇
 田守資治 二一四〇〇
 鴨谷正一 三八三二二〇〇
 監事 林原準一郎 西伯郡淀江町大字小波一、〇一二番地
 伊沢性一 米子市尾高一、一六二〇〇
 船寄辰雄 福万二六六〇〇
 昭和五十年一月二十日開催の臨時総代会において総選挙の結果当選し、
 昭和五十年一月二十三日就任 任期四年

米川土地改良区

就任した役員の氏名及び住所
 理事 長谷川 房 陟 米子市富益町四、一一五番地

昭和四十九年十二月二十五日開催の臨時総代会において補欠選挙の結果
 当選し、昭和五十年一月六日就任 任期昭和五十二年一月二十日まで

池田土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 阪本和章 東伯郡大栄町大字妻波七〇三番地
 池本由一 由良宿一、八四〇〇〇
 西田善藏 妻波一、二六〇〇〇

堀本 幸右衛門 七四三〇〇
 田 測 勝 一、二八〇〇〇
 吉松清次 六四六〇〇
 岡田勝正 七〇五〇〇
 高浜市藏 一、二三二一一〇〇
 三谷富明 一、八一二一三〇〇
 石村隆治 由良宿一、八二八〇〇
 河本良雄 妻波一、八七九〇〇
 荒尾定治 一、九二二〇〇
 荒尾 稔 七二六〇〇
 監事 遠藤 侃 由良宿一、八四四一一〇〇
 山田正儀 妻波一、二六四〇〇
 任期満了により退任

池田土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 阪本和章 東伯郡大栄町大字妻波七〇三番地
 池田由一 由良宿一、八四〇〇〇
 西田善藏 妻波一二六〇〇〇
 堀本 幸右衛門 七四三〇〇
 田 測 勝 一、二八〇〇〇
 吉松清次 六四六〇〇
 岡田勝正 七〇五〇〇
 高浜市藏 一、二三二一一〇〇

三谷 富明 一、八一—一三〇〇
 石村 隆治 由良宿一、八二八〇〇〇
 河本 良雄 妻波一、八七九〇〇〇
 荒尾 操 一、九二二〇〇〇
 荒尾 稔 七二六〇〇〇
 遠藤 侃 由良宿一、八四四—一〇〇〇
 山田 正儀 妻波一、二六四〇〇〇

昭和四十八年十月十二日開催の臨時総会において総選挙の結果当選し昭和四十八年十月十九日就任 任期二年

大栄町土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 梅津 義親 東伯郡大栄町大字大谷一、四五二番地
 福光 虎之助 鳥七四六〇〇〇
 河本 幹 亀谷二四二〇〇〇
 谷岡 良夫 東伯町大字槻下六九二〇〇〇
 森本 健太郎 大栄町大字大谷一、二八三番一〇〇〇地
 山下 理 一、五〇〇番地
 塚本 富秋 一、四九九番二〇〇〇地
 三浦 益雄 二、一一二番一七六地
 中波 正憲 妻波一、二三七番地
 吉田 明嗣 一、二六九〇〇〇
 浜坂 進 一、二〇三〇〇〇
 田村 淳之助 七二九番一〇〇〇地

遠藤 茂 由良宿一、五七一番地
 佐伯 敏夫 一、七八二〇〇〇
 桑本 多喜雄 一三二〇〇〇
 徳田 登 妻波一、八一八番六〇〇〇地
 内川 勇 一、七二〇番地
 田中 安太郎 一、三九六番五〇〇〇地
 南場 喜一郎 六尾三三六番地
 油本 登 四一〇〇〇〇
 生原 敏夫 瀬戸三七九〇〇〇
 田中 文雄 西穂波一七〇〇〇〇
 福田 美之利 鳥七〇八〇〇〇
 遠藤 国雄 亀谷一、〇九二〇〇〇
 堀江 寿一 三六〇〇〇〇
 田中 千藏 東伯町大字下伊勢五五八〇〇〇
 山田 正儀 大栄町大字妻波一、二六四〇〇〇
 山本 勇太郎 亀谷六二〇番二〇〇〇地
 宮脇 愛之介 瀬戸四一四番地

昭和五十年二月八日開催の第一回通常総代会で役員選挙が行われたので、土地改良法第十八条第十三項の規定により、昭和五十年二月八日退任

大栄町土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 梅津 義親 東伯郡大栄町大字大谷一、四五二番地
 福光 虎之助 鳥七四六〇〇〇

遠藤国雄	津川隆	福田美之利	田中文雄	生原敏夫	油本登	南場喜一郎	田中安太郎	内川勇	徳田登	桑本多喜雄	佐伯敏夫	遠藤茂	田村淳之助	浜坂進	吉田明嗣	中波正憲	三浦益雄	塚本富秋	山下理	森本健太郎	谷岡良夫	河本幹	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
一、〇九二	龜谷三八二	島七〇八	西穂波一一七番地	瀬戸三七九番一地	四一〇	六尾三三六番地	一、三九六番五地	妻波一、七二〇番地	大谷一、八一八番地の六	一三二	一、七八二	由良宿一、五七一	七二九番地の一	一、二〇三	一、二六九	妻波一、二三七番地	一七六地	二、一一二番	一、四九九番二地	一、五〇〇番地	大栄町大字大谷一、二八三番地の一	東伯町大字槻下六九二	龜谷二四二

田中千藏 東伯町大字下伊勢五五八
 監事 山田正儀 大栄町大字妻波一、二六四
 " 山本勇太郎 龜谷六二〇番二地
 " 宮脇愛之介 瀬戸四一四番地
 昭和五十年二月八日開催の第一回通常総代会において総選挙の結果当選し、昭和五十年二月十四日就任、任期四年

鳥取県告示第二百四十八号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定に基づき溝口町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。
 昭和五十年三月十四日
 鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
二部地区農業用排水事業	昭和五十年一月十三日
谷川地区農業用排水事業	昭和五十年二月五日

鳥取県告示第二百四十九号
 建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年三月十四日から用途廃止した。
 昭和五十年三月十四日
 鳥取県知事 平 林 鴻 三

境港市昭和町二一番六地先から同市昭和町二一番六地先まで

場

所

(面積) 二、五〇〇・七六

用途 海浜地

鳥取県告示第二百五十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年三月十四日から用途廃止した。

昭和五十年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取市大塚字後谷三九番二地先から同市大塚字後谷四八番地先まで
 鳥取市大塚字北野上分六番地先から同市大塚字北野上分三〇番地先まで
 鳥取市野坂字下長田北野三八四番一地先から同市野坂字下長田北野三九三番地先まで
 鳥取市野坂字下長田北野三九四番地先
 鳥取市大塚字大谷一番地先から同市大塚字大谷三番一地先まで
 鳥取市大塚字後谷四〇番一地先から同市大塚字後谷四三番地先まで
 鳥取市大塚字後谷三九番二地先
 鳥取市大塚字後谷四五番地先
 鳥取市大塚字後谷三九番四地先
 鳥取市大塚字北野上分二九番地先から同市大塚字北野上分三二番一地先まで

場

所

(面積) 五〇・五一

用途 道路敷

一六九・三〇

八〇・四八

三三・九五

二五〇・一三

一四・八〇

四・二四

一〇・四五

〇・七六

四七・七五

水路敷

水路敷

水路敷

水路敷

道路敷

道路敷

道路敷

道路敷

鳥取市大塚字北野上分二八番地先から同市大塚字北野上分三〇番地先まで
 鳥取市大塚字北野上分三四番地先
 鳥取市大塚字北野上分二二番三番地先から同市大塚字北野上分二五番地先まで
 鳥取市大塚字北野上分二一番地先から同市大塚字北野上分二二番二地先まで
 鳥取市大塚字北野上分二五番地先から同市大塚字北野上分二六番地先まで
 鳥取市大塚字北野上分一五番一地先
 鳥取市大塚字北野上分一三番地先
 鳥取市大塚字北野上分一三番地先から同市大塚字北野上分一九番地先まで
 鳥取市大塚字北野上分五番地先から同市大塚字北野上分九番地先まで
 鳥取市野坂字下長田北野三九四番地先から同市野坂字下長田北野三九七番一地先まで
 鳥取市野坂字下長田北野三九五番地先から同市野坂字下長田北野三九六番四地先まで

二二・一七

一三・三〇

六〇・一〇

二六・二六

一八・二七

一一・二二

一五・六七

四四・五四

三六・一二

三七・六九

九・六六

水路敷

水路敷

水路敷

水路敷

水路敷

水路敷

水路敷

水路敷

水路敷

水路敷

水路敷

鳥取県告示第二百五十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年三月十四日から用途廃止した。

昭和五十年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	面積 (平方メートル)	用途
八頭郡那家町大字	那家字神馬七二〇番一地先	八一・四三	道路敷
八頭郡那家町大字	那家字神馬口七二〇番一地先	二〇〇・〇六	道路敷
八頭郡那家町大字	那家字油谷四〇八番地先	四八・一三	道路敷
八頭郡那家町大字	那家字二股谷四二二番地先から同町大字那家字二股谷四二三番地先まで	一五一・三二	道路敷
八頭郡那家町大字	那家字頭無四二四番地先から同町大字那家字頭無四二五番地先まで	一二七・二九	道路敷
八頭郡那家町大字	那家字岡谷四二六番地先から同町大字那家字岡谷四三三番地先まで	三五六・三六	道路敷
八頭郡那家町大字	那家字岡谷四三四番地先	四・二〇	道路敷
八頭郡那家町大字	那家字岡谷四二六番地先から同町大字那家字岡谷四三三番地先まで	一九四・七四	水路敷
八頭郡那家町大字	西御門字葛蒲谷四三一番地先から同町大字西御門字葛蒲谷四三三番地先まで	五〇・六八	道路敷
八頭郡那家町大字	西御門字葛蒲谷九七九番二地先から同町大字西御門字葛蒲谷九七九番三地先まで	一八〇・一八	道路敷
八頭郡那家町大字	西御門字葛蒲谷九七九番三地先から同町大字西御門字葛蒲谷四三三番二地先まで	六七・〇八	道路敷
八頭郡那家町大字	西御門字葛蒲谷四三三番一地先から同町大字西御門字葛蒲谷九七九番三地先まで	九七・八八	水路敷
八頭郡那家町大字	西御門字葛蒲谷四三三番地先から同町大字西御門字葛蒲谷四三三番地先まで	一六二・二七	水路敷
八頭郡那家町大字	西御門字葛蒲谷四三一番地先から同町大字西御門字葛蒲谷四三三番地先まで	二〇九・七八	堤とう敷
八頭郡那家町大字	西御門字葛蒲谷四三三番三地先	一六・一五	堤とう敷
八頭郡那家町大字	西御門字葛蒲谷四三三番三地先	一七二・〇八	堤とう敷
八頭郡那家町大字	西御門字葛蒲谷四三三番二地先	三九・一二	堤とう敷
八頭郡那家町大字	西御門字葛蒲谷四三三番一地先から同町大字西御門字葛蒲谷四三三番一地先まで	三五・三九	道路敷

八頭郡那家町大字	西御門字孫右衛門九七八番八地先	一〇・七三	道路敷
八頭郡那家町大字	西御門字孫右衛門四四四番地先	六・五〇	道路敷
八頭郡那家町大字	西御門字孫右衛門四四三番地先から同町大字西御門字孫右衛門四四五番地先まで	一〇六・六八	道路敷
八頭郡那家町大字	西御門字孫右衛門四四八番地先から同町大字西御門字孫右衛門九七八番一地先まで	九一・二六	道路敷
八頭郡那家町大字	西御門字孫右衛門四四二番次二地先から同町大字西御門字孫右衛門九七六番一地先まで	二二七・六五	道路敷
八頭郡那家町大字	西御門字孫右衛門四四二番次一地先から同町大字西御門字孫右衛門四四五番地先まで	一九四・五九	水路敷
八頭郡那家町大字	西御門字孫右衛門四四八番次一地先から同町大字西御門字孫右衛門四五〇番地先まで	二二四・四四	水路敷
八頭郡那家町大字	西御門字孫右衛門四四四番地先から同町大字西御門字孫右衛門四四四番地先まで	一一一・二九	堤とう敷
八頭郡那家町大字	西御門字孫右衛門四四二番地先	一一一・一三	堤とう敷
八頭郡那家町大字	西御門字孫右衛門四四一番地先	一五七・五八	堤とう敷
八頭郡那家町大字	西御門字赤岩九七七番一地先から同町大字西御門字赤岩九七七番五地先まで	一一二・三五	道路敷
八頭郡那家町大字	西御門字赤岩九七七番二地先	四三・〇六	道路敷
八頭郡那家町大字	西御門字赤岩九七七番五地先	一八八・〇七	道路敷
八頭郡那家町大字	西御門字赤岩九七七番二地先	六〇・九五	道路敷
八頭郡那家町大字	西御門字赤岩九七七番三地先から同町大字西御門字赤岩九七七番五地先まで	一九五・五五	道路敷
八頭郡那家町大字	西御門字赤岩四五四番地先	八・七五	道路敷
八頭郡那家町大字	西御門字赤岩九七七番一地先	五〇・七六	道路敷
八頭郡那家町大字	西御門字赤岩四五四番地先から同町大字西御門字赤岩四四五番次一地先まで	一五〇・三七	道路敷

八頭郡郡家町大字西御門字赤岩九七七番二地先から同町大字西御門字赤岩九七七番三地先まで	五二六・五七	水路敷
八頭郡郡家町大字西御門字赤岩九七七番一地从先から同町大字西御門字赤岩四五五番次一地从先まで	二二二・五八	水路敷
八頭郡郡家町大字西御門字赤岩九七七番一地从先	一三七・二五	堤とう敷
八頭郡郡家町大字西御門字赤岩九七七番五地先	二六九・三一	堤とう敷
八頭郡郡家町大字西御門字赤岩四五五番地先	一五五・二七	堤とう敷
八頭郡郡家町大字西御門字戸口ノ奥九七六番四地先から同町大字西御門字戸口ノ奥九七六番五地先まで	一五三・九八	道路敷
八頭郡郡家町大字西御門字戸口ノ奥九七六番次二地先から同町大字西御門字戸口ノ奥四五七番地先まで	一〇八・六四	道路敷
八頭郡郡家町大字西御門字戸口ノ奥九七六番次一地从先から同町大字西御門字戸口ノ奥九七六番五地先まで	八五・四九	道路敷
八頭郡郡家町大字西御門字戸口ノ奥四五八番地先から同町大字西御門字戸口ノ奥九七六番一〇地先まで	三七四・〇九	道路敷
八頭郡郡家町大字西御門字戸口ノ奥九七六番一〇地先から同町大字西御門字戸口ノ奥四五九番地先まで	六五五・七五	水路敷
八頭郡郡家町大字西御門字戸口ノ奥九七六番一〇地先から同町大字西御門字戸口ノ奥四五六番地先まで	六三一・一五	堤とう敷
八頭郡郡家町大字西御門字菅町八八八番地先から同町大字西御門字菅町八八九番地先まで	一四六・六九	道路敷
八頭郡郡家町大字西御門字菅町八八五番地先から同町大字西御門字菅町七一五地三地先まで	五九・一七	道路敷
八頭郡郡家町大字西御門字菅町七〇九番地先から同町大字西御門字菅町七一五番地先まで	九二〇・〇九	堤とう敷
八頭郡郡家町大字西御門字菅町七一四番地先	七六・六六	堤とう敷
八頭郡郡家町大字西御門字菅町七一五番一地从先から同町大字西御門字菅町七一五番三地先まで	八八・三五	堤とう敷

八頭郡郡家町大字西御門字海長谷六三七番地先から同町大字西御門字海長谷八一二番二地先まで	三八三・五九	道路敷
八頭郡郡家町大字西御門字海長谷八一八番地先	七〇・四八	道路敷
八頭郡郡家町大字西御門字海長谷六三六番地先	七四・四七	堤とう敷

鳥取県告示第二百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百五十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防課及び各管轄土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和五十年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一(一) 名称

下砂見地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

鳥取市大字下砂見字杉森五三六、五三五内一、五三五十四、五三五
一二、五三五十三、五三五次一、五三四、五三五十一、五四五、五四
三、五四四、五四六一三、五四六一四、五四七、五四六一一及び五四
六一二並びに字郷路平一二三一並びにこれらと一体をなす国有地

二(一) 名称

中村地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

鳥取市大字中村字石谷三三八一二、三三九及び三三八一三、字椎木
下三八九、三八八、三八七、三九二一三、三九二一二、三九二一一及
び三九三並びに字椎木五〇一の一部及び五〇三

三(一) 名称

谷山地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

鳥取市大字吉岡温泉町字谷山二〇八、一〇六一、一〇七、一〇六、
一一〇、一〇九、一一一一二、一一一一一、一一一一三、一一一一四、
一一二、一一二一一、一一三、一〇四、一〇五、一〇五一、一〇三
一五、一〇三一一、一〇三三四及び一〇三一二並びに字矢内谷九一七
の一部、九一八一六の一部、九一六の一部及び九一八一七

四(一) 名称

恩志地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

岩美郡岩美町大字恩志字鎮坂(一)三三六、三三四、三三三、三三二内

第一の一部、二七六の一部及び二七七の一部、字鎮坂(二)三三二内第一
の一部、三三二一四〇、二八一、二七九、二八〇、二九〇、二九一及
び二八九並びに字鎮坂口二四三、二四五、二四四、二四九、二六〇、
二六七、二六六、二五一、二四七、二四八、二六四、二四六、二五二、
二五三、二五七、二五四、二五五、二六二、二五八、二五九、二六〇、
二六一、二六三及び二五六

五(一) 名称

下高野地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

八頭郡若桜町大字高野字初谷山七二〇の一部、七二一の一部、七二
三の一部及び七二四の一部並びに字下土居五八一次一、五八一、
五九四、五九五、五九六、五九七、五九八、五九九及び五九九次一並
びにこれらと一体をなす国有地

六(一) 名称

勝負谷地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

倉吉市大字上福田字勝負谷九五四一一、九五四一二、九二八、九三
二一二、九三二一一、九五二一一〇、九五二一九、九五二一三、九五
二一八、九五二一二、九三三、九三四一二、九五二一七、九三四一一、
九三七一一、九三七一二、九三八、九五二一六、九五二一五、九四三、
九五二一四、九四五、九四四、九五二一一、九五二一二、九四八、九
五一八、九五一一六、九四九及び九五〇一一

七(一) 名称

妻ノ神地区急傾斜地崩壊危険区域

(一) 区域

倉吉市大字下福田字大田五六二二三、五六二二一、五六二二二、五
 五三一四二、五五三三三八、五五三一七、五五三一七、五五三一五、
 五四二、五四一、五五三三八、五四四一七、五四四一二、五四四一四、
 五四四一一、五四三、五四四一五、五四四一三、五四四一六、五四五
 一一、五四五一二、五四五一三、五四六一二、五四六一四、五四六一
 一、五四六一三の一部、五五三一五、五五三一九、五五三三三、四、
 五五三三三、五四七一、五四七三三、五四七七八、五四七七一、
 五四七二六、五四七一九、五四七二五、五四七二四、五四九一二四、
 五四九一七、五四九一一、五四九一六、五四九一五、五四九一九、五
 四九一八、五四九一二〇、五四九一二二、五四九一七、五四九一二
 一、五四九一八、五四九一六、五四九一二三、五四九一九、五四九
 四九一一五、五四九一四、五四九一一、五四九一〇、五四九一
 一三、五五三三三九、五五三三四〇、五五三三四一及び五五〇一一並
 びにこれらと一体をなす国有地

八(一) 名称

福庭地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

倉吉市大字福庭字出淵一九八次一、一九八一三、一九八一四、一九
 八、一九八一二、一九五、一九四、一八八、一七九、一八〇、一八〇
 内一、一八一、一八二、一八四、一八五、一八六一二、一八六一、
 一八六一三、一八八一二及び一八七並びに字榎ノ木谷四二及び四〇並
 びにこれらと一体をなす国有地

九(一) 名称

三明寺地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

倉吉市大字巖城字家之上五三八、一五三九、一五四〇、一五四一、
 一五四二、一五四四、一五四五一、一五四五二及び一五四七、字
 西屋敷七九九、七九八、七九七、七九六、七九五、七九四、七九三、
 七九二内第二、七九二一一、七九一、七八九、七八八、七八一一二、
 七九〇一二、七九〇一一、七七八第一、七七九、七八七、七八六、七
 八五、七八四、七八一一、七八三、七八二、七七七、七七七、七七
 八、七七五、七七六内第一、七七六、七七四一一、七七三、七七三
 一、七七二、七八〇一二、七七〇、七六九一一、七六九一二、七六七
 一三、七六七一二、七七四一四、七八〇一一、七六七内第一の一部、
 七六七一一の一部、七七四一二の一部及び七七四一三の一部、字樋之
 口七六五一三の一部、字上前田八〇八一、八〇八一二、八〇六及び
 八〇七、字円山一六〇一一の一部、一六〇一一六及び一六〇一一九、
 字円山下六九三一九、六九三一五、六九三一六、六九三三四、六九三
 一八、六九三一七及び六九三一一並びに字向山一六〇六一四一、一六
 〇七一一三、一六〇七一一、一六〇七一二、一六〇七一四、一六〇九一
 二、一六〇九一五、一六〇九一一、一六〇九一一五、一六〇八一二
 及び一六〇八一並びにこれらと一体をなす国有地

十(一) 名称

関金宿地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

東伯郡関金町大字関金宿字湯谷二二二五、二二二六及び二二二七、

字湯ノ奥一三九二一の一部、一三九二二三、一三九二一四、一三九四一、一三九四一二、一三九四一三、一三九五一一、一三九五一二及び一三九五一四並びに字主子前一四八七一、一四八七、一四八六一、一四八六一二及び一四八六一三並びにこれらと一体をなす国有地

西穂波地区急傾斜地崩壊危険区域

(一) 名称

東伯郡大栄町大字西穂波字上屋敷一一七、一一八、一一九、一二〇、一二二、一二三、一二六及び一二七、字中屋敷一三三二、一三三三、一三三一、一三四一二、一三八一一、一三八一二、一四一、一四二、一四六、一四七、一四八、一四八一、一五二及び一五三、字上り立三〇四一二の一部及び三〇二の一部並びに字大門一七九一一、一七九一二、一七八一一、一七八一二、一七六、一六八一、一六六一三、一六七一三、一六七一九、一六九一一、一六八一二、一六九一二、一六七、一七〇、一七七、一六六一二、一七三、一七五一二、一七五一一及び一七四一一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

亀谷地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

東伯郡大栄町大字亀谷字尾崎四八〇の一部、四六六一六、四六八、四六六一五、四六七、四六六一四、四六五、四六五一一、四六六一三、四六六十七、四六六、四六六一一、四六九一一、四六二一一、四六三、四五五及び四五二並びに字広江四三六一、四三七一一、四三七一二、四三七一三、四三六一三、四三八一一、四三八一三、

四三九一一、四四〇一一、四四一、四四二一一、四四二一二、四四三、四四五一一、四四四、四四五一二、四四六一、四四六一二、四四七一二及び四四七二五並びにこれらと一体をなす国有地

梅田地区急傾斜地崩壊危険区域

(一) 名称

東伯郡赤碓町大字梅田字西谷口一六七一二、一六七一一、一六八一、一六八十五、一六九一三及び一六九一四並びに字北山四三八の一部、四三八一一及び四三八一二並びにこれらと一体をなす国有地

(二) 名称

祇園地区急傾斜地崩壊危険区域

(一) 名称

米子市祇園町一丁目六〇、六〇一四、六一、六一一二、六二、六三、六四、六五、六六、七三一一、七三一二、七三一二及び八五の一部

押平地区急傾斜地崩壊危険区域

(一) 名称

西伯郡名和町大字押平字門田一七、一七一二、一八、一九、一九一二、二〇一一、二〇一二、二三、二五、二六、二七、二九一一、二九一二、三〇、三二一一、三三、三四、五二一一、五二一二、五三、五五、五五一一及び五四の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十六(一) 名称

宮前地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

西伯郡会見町大字宮前字富士見一九四一三、一九四一五、一九四一六、一九五一一、一九五一一、一九五一一三、一九六一九、一九七一八八一、一九八一一、一九九、二〇〇一一、二〇〇一二、二〇〇一三、二〇〇一五、二〇〇一六、二〇〇一四、二〇〇一七、二〇〇一八、二〇〇一九、二〇〇一〇及び二〇〇一一並びに字堂塔二〇七一一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十七(一) 名称

上細見地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

西伯郡岸本町大字上細見字屋敷三五八、三五九、三七七、三七八一、三七八一二、三七九、三八〇、三八一、三八二、三八三、三八四一一、三八四一二、三八四一三、三八四一四、三八五、三八五一二及び三八六、日野郡溝口町大字上野字前ヶ市谷八八四一一、八八四一三、八八四一四、八八四一二の一部及び八八五の一部並びに字中井通りの二八六一一二及び八六一一一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

昭和五十年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十年三月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一日時 昭和五十年三月十五日 午後一時から
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁第四応接室
- 三 議題 昭和五十年四月十三日執行予定の鳥取県議会議員選挙の執行について

県議会告示

鳥取県議会告示第一号

鳥取県議会議事務局処務規程(昭和三十八年四月鳥取県議会告示第二号)の一部を次のように改正する。

昭和五十年三月十四日

鳥取県議会議長 林 原 嘉 武

第十一条及び第十二条を次のように改める。

(職員の人事管理及び服務)

- 第十一条 職員の人事管理及び服務に関しては、次の規程の例による。
- 一 職員の任免発令規程(昭和三十九年二月鳥取県訓令第一号)
- 二 県の執務時間に関する規程(昭和四十四年二月鳥取県訓令第二号)
- 三 職員の勤務時間に関する規程(昭和四十四年二月鳥取県訓令第三号)
- 四 鳥取県庁職員服務心得(昭和五年二月庁訓第六号)

- 五 鳥取県職員勤務評定規程(昭和三十年八月鳥取県訓令第二十一号)
 - 六 鳥取県職員研修規程(昭和四十七年七月鳥取県訓令第七号)
 - 七 鳥取県職員衛生管理規程(昭和二十八年五月鳥取県訓令第七号)
 - 八 現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程(昭和四十三年五月鳥取県訓令第五号)
 - 九 鳥取県職員表彰規程(昭和四十一年十二月鳥取県訓令第十五号)
 - 十 現業職員就業規則(昭和四十五年七月鳥取県規則第六十七号)
 - 十一 現業職員の被服の交付及び使用に関する規程(昭和三十九年七月鳥取県訓令第十号)
- (文書及び公印の取扱い)
- 第十二条 事務局の文書及び公印の取扱いに関しては、次の規程の例による。ただし、公印の種類、ひな形及び寸法は、別表に定めるところによる。
- 一 鳥取県文書管理規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号)
 - 二 鳥取県公文規程(昭和三十三年六月鳥取県訓令第八号)
 - 三 文書の左横書きの実施に関する規程(昭和三十八年二月鳥取県訓令第一号)
 - 四 鳥取県公文書用紙規程(昭和三十八年二月内訓甲第二号)
 - 五 鳥取県公印規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十二号)

別表(第十二条関係)

公印の種類	ひな形	寸法
議 会 印	鳥 取 県 議 会 印	三六ミリメートル平方
議 長 印	鳥取県議会議長印	二七ミリメートル平方
事 務 局 印	鳥 取 県 事 務 局 印	三〇ミリメートル平方
事 務 局 長 印	鳥 取 県 事 務 局 長 印	二二ミリメートル平方
委 員 長 印	委 員 長 印	二一ミリメートル平方

附 則

この規程は、昭和五十年三月十四日から施行する。

雑 報

次に掲げる金品は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の規定

により一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金品について返還請求権を有する者は、昭和50年3月14日から6箇月以内に申し出てください。

昭和50年3月14日

鳥取県倉吉児童相談所長

金品の名称	種類	数量	金額	児童が金品を所持するにいたつた経緯
現金	1,000円札	2枚	2,000円	昭和49年12月25日から昭和50年1月24日の間に東伯郡関金町内の旅館、小学校、商店等から窃取したもの
	100円硬貨	4枚	400円	
	10円硬貨	1枚	10円	
	5円硬貨	1枚	5円	
	1円硬貨	2枚	2円	
			計	2,417円

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)